

令和元年（ネ）第2203号

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 [REDACTED]

準備書面（2）

東京高等裁判所部第5民事部 御中

令和元年8月28日

控訴人訴訟代理人

弁護士 平 岩 敬 一

同 喜 田 村 洋 一

同 松 延 成 雄

同 水 谷 渉

同 芝 野 彰 一

同 平 岩 桃 子

控訴人は、被控訴人の控訴答弁書について、以下のとおり主張する。

- 1 被控訴人は、一審被告であった株式会社ウェッジから、本年4月17日、原判決主文第1項記載の元本及び遅延損害金全額の弁済を受けたと述べる（控訴答弁書1頁）が、控訴人は、これについては不知である。

したがって、控訴人は、株式会社ウェッジによる弁済の事実を自己に有利に援用することはない。

- 2 本件において、被控訴人は、控訴人の執筆した記事が被控訴人に対し、民事不法行為である名誉毀損を構成すると主張し、控訴人は、これを全面的に争い、本件記事が摘示する事実及びこれを基とした意見ないし論評の内容、これが被控訴人の社会的評価を低下させるか、低下させるとすればその理由、について詳細に認否、反論し、さらには低下させるとされる場合の抗弁を提出している。

上記のような控訴人の主張は、被控訴人が述べる株式会社ウェッジによる弁済（これについては、上記のとおり、控訴人は不知である。）よりも論理的に先行するものである（名誉毀損が成立しないのであれば、その損害に対する弁済もありえない。）。

したがって、本件訴訟における両当事者の主張の論理的関係、また、本件裁判が持つ社会的重大性、さらに控訴人が株式会社ウェッジから求償される可能性がありうることを考えれば、控訴人は、当審において、本件記事による名誉毀損の成否について裁判所が判断されるよう求める。

- 3 なお、被控訴人は、当審において、訴訟費用について、「一審分の2分の1及び二審分全部につき、控訴人の負担とする」よう求めている（控訴答弁書1頁）。

原審では、「訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを10分し、その3を原告の、その1を被告会社の、その1を被告■■■■の、その余を被告■■■■の負担とする」（原判決主文第8項）とされていた。被控訴人の上記請求は、被控訴人が原審で負担を命じられた訴訟費用の負担割合（10分の3）を免れようとするものであるが、この免脱は、被控訴人が原審で1116万円の損害賠償及び遅延損害金を求めていたことに照らせば、被控訴人が控訴答弁書で述べる点（株式会社ウェッジによる弁済）を考慮しても、全く理由がないものである。

被控訴人は、「一審訴訟費用のうち控訴人負担とされた部分については、上記の通り原判決の結論の誤りにより破棄される訳ではないから、原判決通り控訴人の負担とされるべきである」（控訴答弁書2頁）と主張するが、ここで述べられている「一審訴訟費用のうち控訴人負担とされた部分については・・・原判決通り控訴人の負担とされるべきである」という部分と、被控訴人が控訴の趣旨に対する答弁第2項で述べる部分が整合しているかは疑問である。また、「原判決の誤りにより破棄される訳ではない」との部分には、「原判決の主文第1項が原判決の口頭弁論終結の時点で誤っていたから変更される訳ではない」と主張しているものと理解される。

- 3 被控訴人が控訴答弁書第3以下で述べる点については、控訴人は、次の準備書面で反論する予定である。

以上